

(案)

南予国有林の地域別の森林計画書

(第一次変更)

(南予森林計画区)

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 14 年 3 月 31 日

【令和 7 年 12 月変更】

四 国 森 林 管 理 局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項により準用する法第 5 条第 5 項に基づき、以下のとおり変更するものである。

なお、本変更計画は、令和 8 年 4 月 1 日に効力を生じる。

【変更理由】

保安林機能の回復に必要な工事を行うため、治山事業を追加する

【変更項目】

Ⅱ 計画事項

第 5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

（3） 実施すべき治山事業の数量

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5カ年の計画		
宇和島市	[2001]、[2006]、[2008]、[2010、2011]、[2013、2015、2016]、[2017、2019、2021、2022]、[2030、2033]、[2038～2040]、[2051、2056]、[2059]、[2061、2063～2065、2072]	10	10	溪間工、山腹工、本数調整伐	
松野町	[2073]、[2077]、[2083]、[2084]	<u>4</u>	<u>4</u>	溪間工、山腹工、本数調整伐	
鬼北町	[2047、2048]、[2051、2056]、[2059]	3	3	溪間工、本数調整伐	
愛南町	[3068、3069、3071、3072、3074～3077、3079]、[3082]、[3083、3086]、[3087～3089]、[3093]	5	5	溪間工、本数調整伐	
計		<u>22</u>	<u>22</u>		

- (注) 1 事業は、林班の一部で実施するものである。
 2 区域には、地区単位ごとに〔 〕で括った林班名を記載。